

エイズ施策評価について

エイズ施策評価検討会について

概 要

- 平成18年4月1日に改正施行したエイズ予防指針第八の一（施策の評価）において、「国は、国や都道府県等が実施する施策の実施状況等をモニタリングし、進捗状況を定期的に情報提供し、必要な検討を行う」こととしている。
- 新たなエイズ予防指針に基づく施策評価を行うため、平成18年度に厚生労働省健康局長の私的検討会として「エイズ施策評価検討会」を設置。平成18・19年度における①国の施策の実施状況の報告、②地方公共団体の施策に対するモニタリング、③研究の視点からのモニタリングを中心に議論。
※委員は、エイズ対策に精通した学識等を有する者15名以内で構成（任期2年）
- エイズ施策評価検討会では、地方公共団体が実施する施策の実施状況を定量的に把握するための評価項目として、「モニタリング項目表」を策定するとともに、特に「HIV検査件数」と「新規エイズ患者報告割合」の相関に関する分析を実施。

実 施 内 容

第1回 (H18.9.15)

- ①疾病対策課の主な取組
・普及啓発事業、エイズ対策関係会議等の実施状況など
- ②評価項目の検討
・自治体の取組状況についての評価の対象とする項目の検討
- ③研究班による説明
・青少年対策、MSM対策、外国人対策

第2回 (H19.3.22)

- ①疾病対策課の主な取組
・普及啓発事業、エイズ対策関係会議等の実施状況など
- ②評価項目の検討
・自治体の取組状況を「モニタリング項目表」により把握することで合意
- ③研究班による説明
・普及啓発、検査体制、医療体制

第3回 (H19.9.12)

- ①疾病対策課の主な取組
・普及啓発事業、エイズ対策関係会議等の実施状況など
- ②評価項目の検討
・「モニタリング項目表」におけるデータの比較
- ③研究班による説明
・普及啓発、検査体制、医療体制

第4回 (H20.3.21)

- ①疾病対策課の主な取組
・普及啓発事業、エイズ対策関係会議等の実施状況など
- ②評価項目の検討
・「モニタリング項目表」におけるデータの比較
- ③研究班による説明
・普及啓発、検査体制、医療体制

エイズ予防指針に基づく主要施策（例示）

普及啓発 及び教育

国：一般的な普及啓発

- ① HIV/エイズに係る基本的な情報・正しい知識の提供
- ② 普及啓発手法の開発、普及啓発手法マニュアル作成

- ① エイズ予防情報ネット CM(AC)による普及啓発 世界エイズデーの実施
- ② 自治体向けエイズ対策マニュアル(6冊)の作成

地方：個別施策層に対する普及啓発

- ① 青少年エイズ対策事業
- ② 同性愛者等予防啓発事業

- ① WYSHプロジェクト
- ② MSMコミュニティセンター事業

検査相談体制 の充実

国：検査相談に関する情報提供

- ① HIV検査普及週間の創設
- ② 情報提供体制の再構築
- ③ 検査手法の開発、検査相談手法マニュアル作成

- ① 検査普及週間
- ② 各自治体における検査体制
- ③ PCR研修会 相談員養成研修

地方：検査・相談体制の充実強化

- ① 利便性の高い検査体制の構築
- ② 年間検査計画の策定と検査相談の実施

- ① 検査普及週間
- ② 検査計画策定状況

医療提供体制 の再構築

国：新たな手法の開発

- ① 外来チーム医療の定着
- ② 病診連携のあり方の検討
→ エイズ医療提供病診連携モデル事業の創設

- ① 外来チームマニュアル ウイルス疾患管理料加算
- ② 病診連携モデル事業

地方：総合的な診療体制の確保

- ① 中核拠点病院の整備
- ② 連絡協議会の設置等による各病院間の連携支援

- ①② 中核拠点病院の選定

施策の実施を支える新たな手法

- ① NGO等との連携強化
- ② 関係省庁間連絡会議による総合的なエイズ対策の推進
- ③ 重点的に連絡調整すべき都道府県等との連携

- ① HIV検査普及週間の実施 世界エイズデーの実施
- ② 関係省庁間連絡会議の開催
- ③ 重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会の開催

地方公共団体に対するモニタリングについて

モニタリング項目の設定

普及啓発及び教育

【H18～21】
主任研究者：木原正博
「HIV感染症の動向と影響及び政策のモニタリングに関する研究」

【H21～】
主任研究者：木原正博
「国内外のHIV感染症の流行動向及びリスク関連情報の戦略的収集と統合的分析に関する研究」

医療提供体制の再構築

【H18・19】
主任研究者：岡慎一
「HIV感染症の医療体制の整備に関する研究」

【H20・21】
主任研究者：濱口元洋
「HIV感染症の医療体制の整備に関する研究」

検査相談体制の充実

【H18～20】
主任研究者：今井光信
「HIV検査相談機会の拡大と質的充実に関する研究」

【H21～】
主任研究者：加藤真吾
「HIV検査相談体制の充実と活用に関する研究」

研究からのアプローチ

モニタリングの実施

全都道府県に対する定量的なモニタリング【施策の実施状況に関するモニタリング項目表】

発生動向からのアプローチ

エイズ動向委員会によるHIV・エイズ発生動向の分析

HIV・エイズ発生動向

都道府県別

国籍別

性別

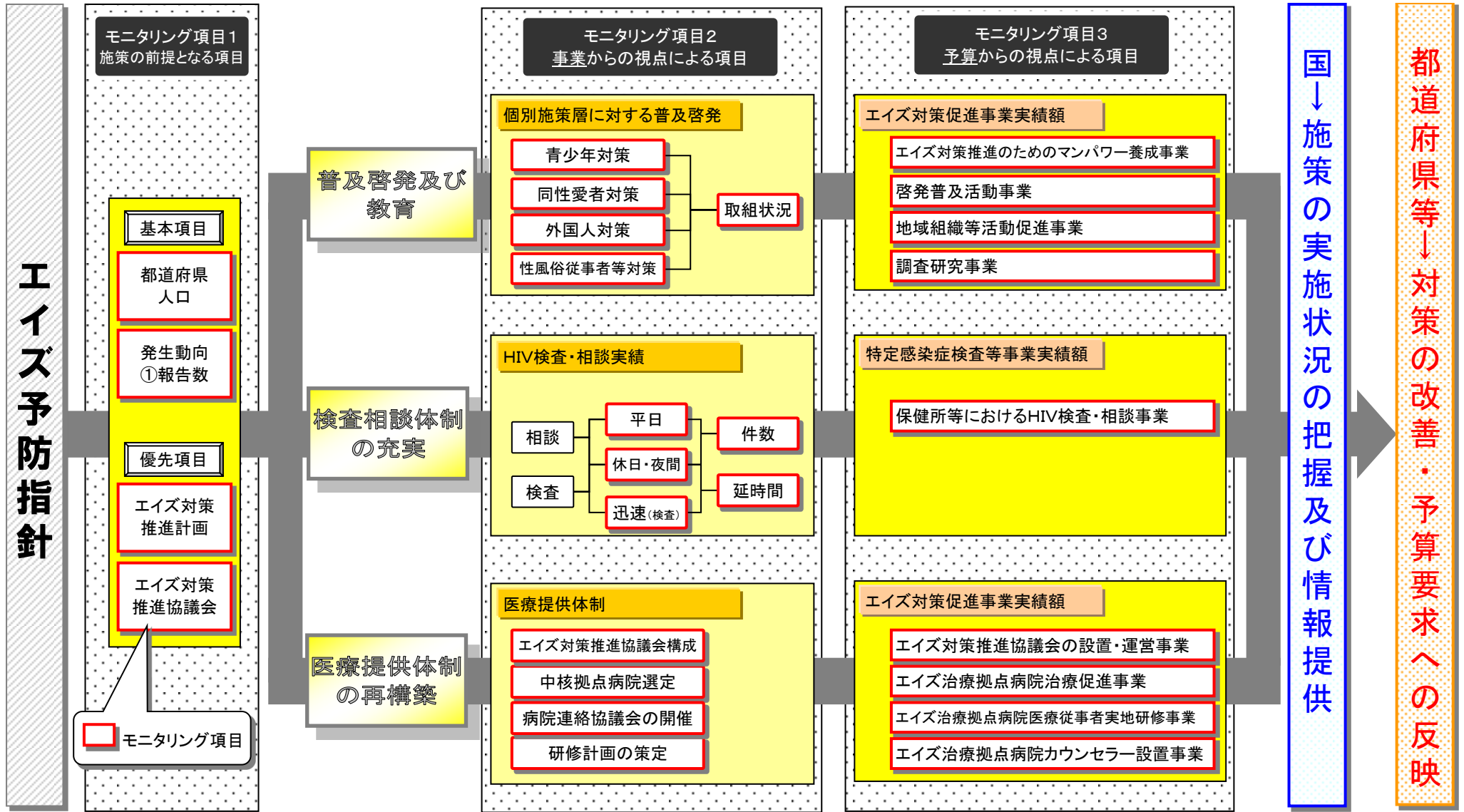
感染経路別

年齢別

都道府県別検査・相談実績

モニタリング結果の公表

地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）に対するモニタリング項目の設定について



モニタリングを行う上で留意すべき国レベルの目標(戦略研究の成果目標)

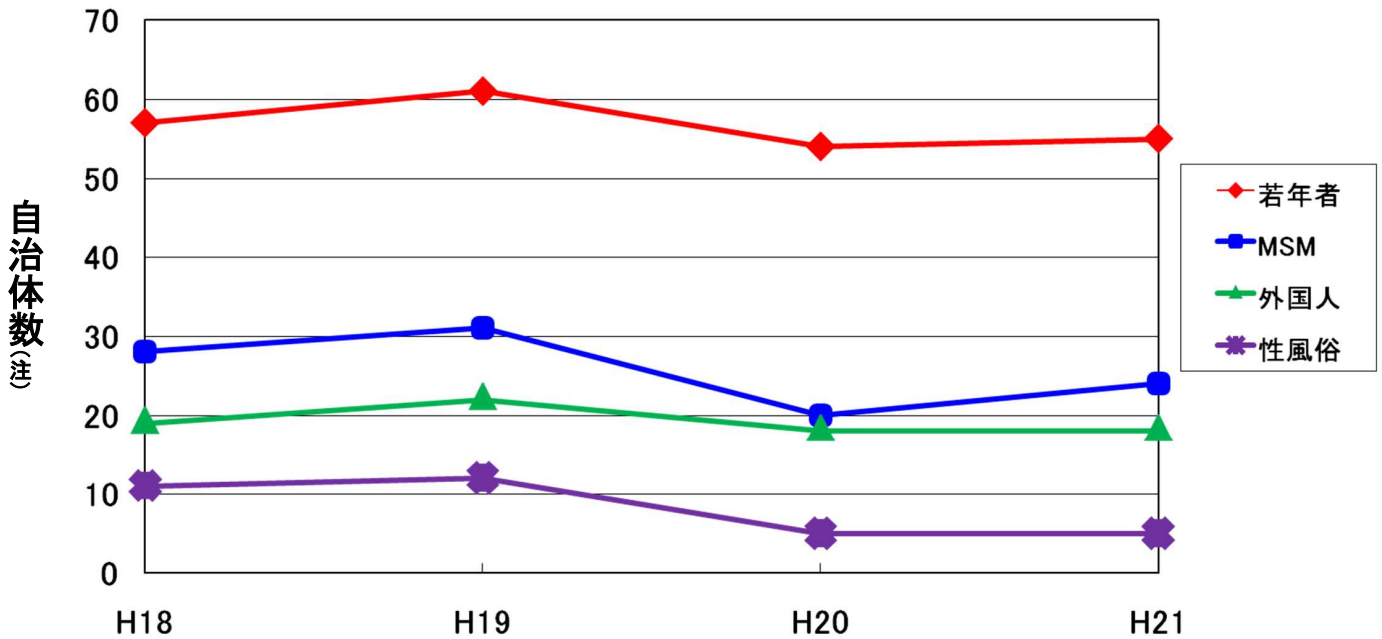
- 1 保健所等のHIV抗体検査件数を2005年の約10万件から2010年には2倍の20万件にする。
- 2 エイズ患者の新規報告数を2005年の367件から2010年には25%減少させる。

[illegible]

平成21年7月～……………埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、沖縄県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市

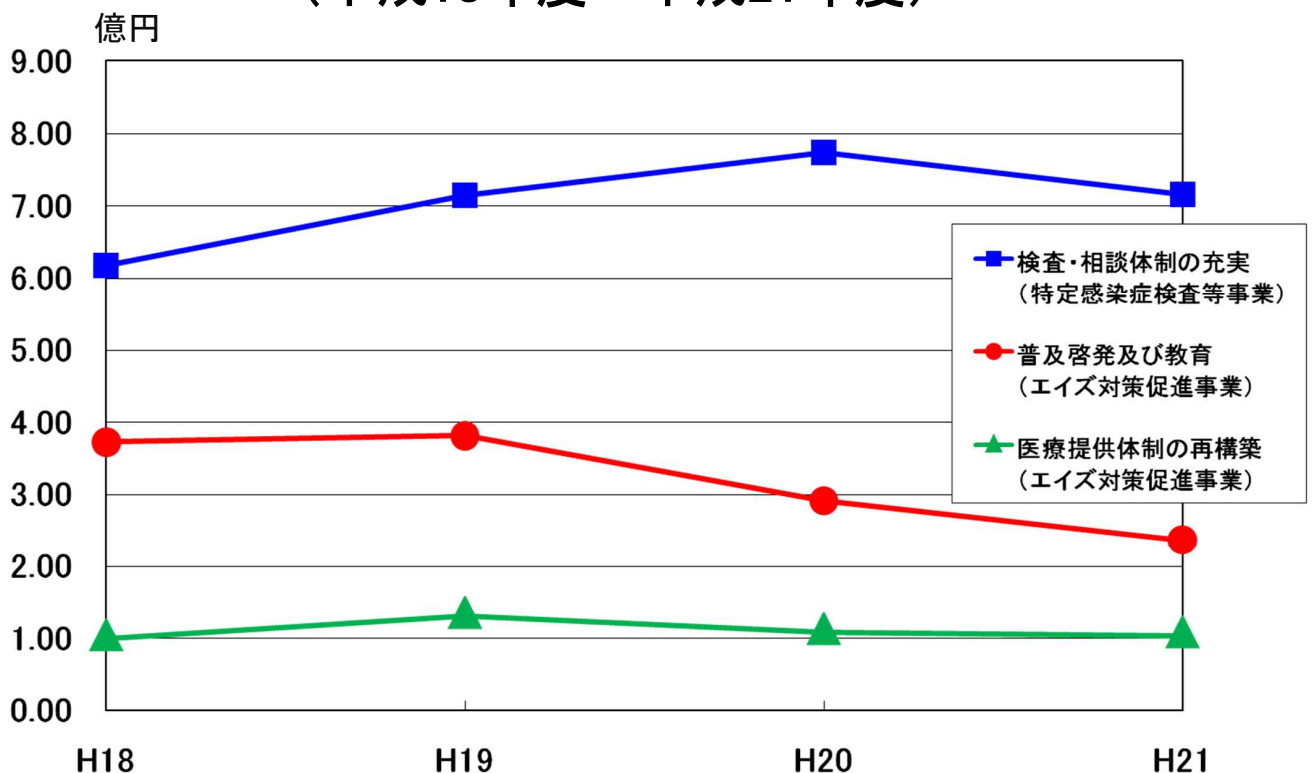
地方公共団体に対するモニタリング

個別施策層対策を実施する自治体数の年次推移 (平成18年度～平成21年度)



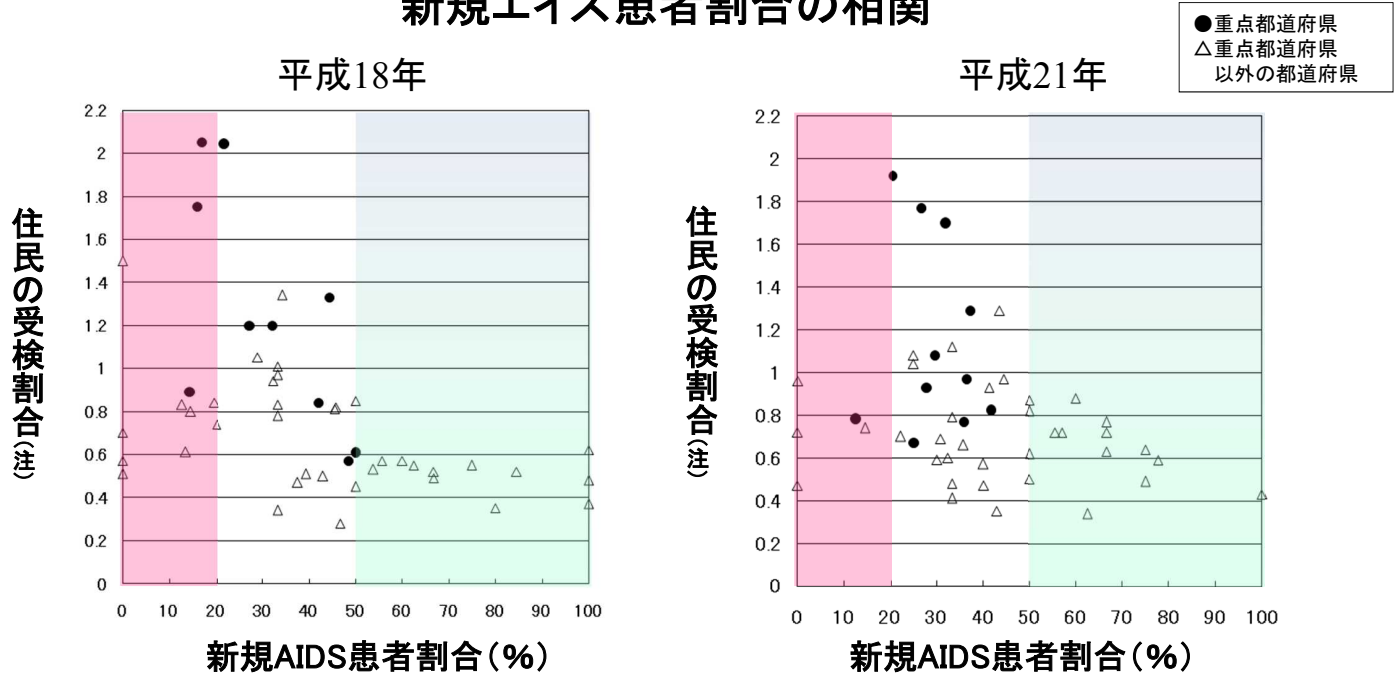
(注) 「自治体数」とは、都道府県、政令指定都市及び特別区の数をいい、中核市及び保健所政令市の数を含まない。
平成18年度は全85自治体（都道府県47・政令指定都市15・特別区23）、平成19年度・平成20年度は全87自治体（都道府県47・政令指定都市17・特別区23）、平成21年度は全88自治体（都道府県47・政令指定都市18・特別区23）である。

エイズ対策促進事業補助金・特定感染症検査等事業補助金 実績額(総事業費)の年次推移 (平成18年度～平成21年度)



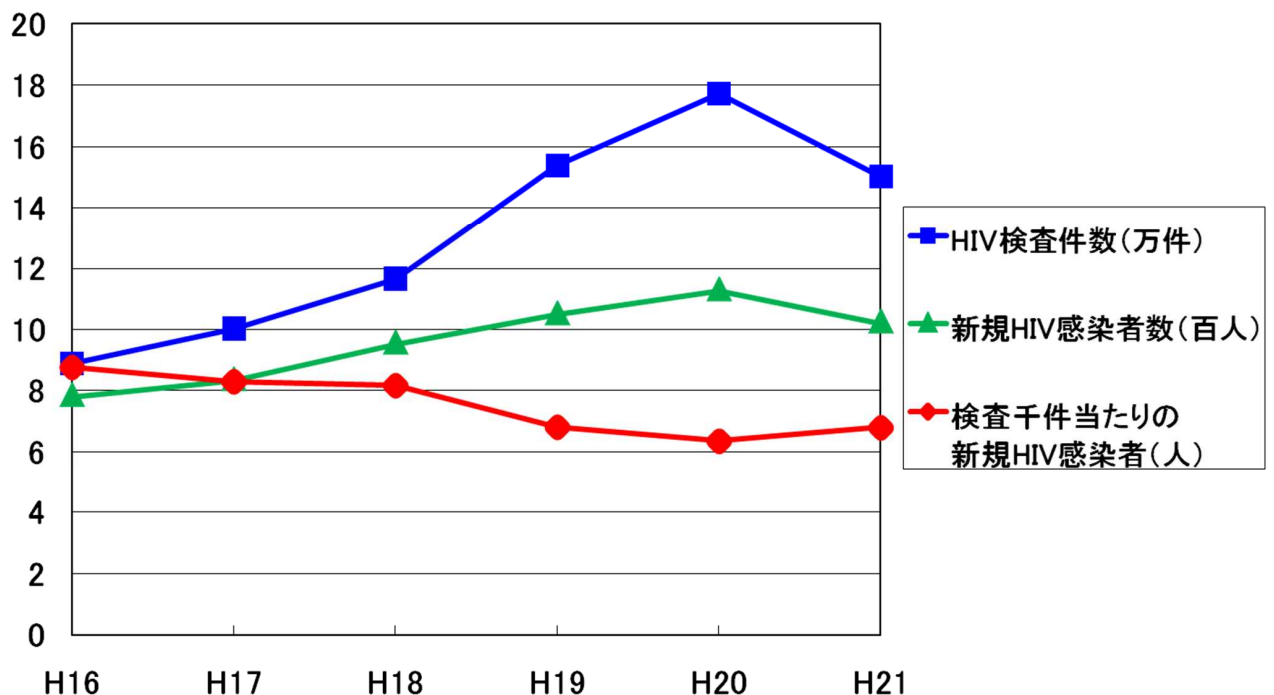
地方公共団体に対するモニタリング

自治体における住民のHIV検査受検割合と 新規エイズ患者割合の相関

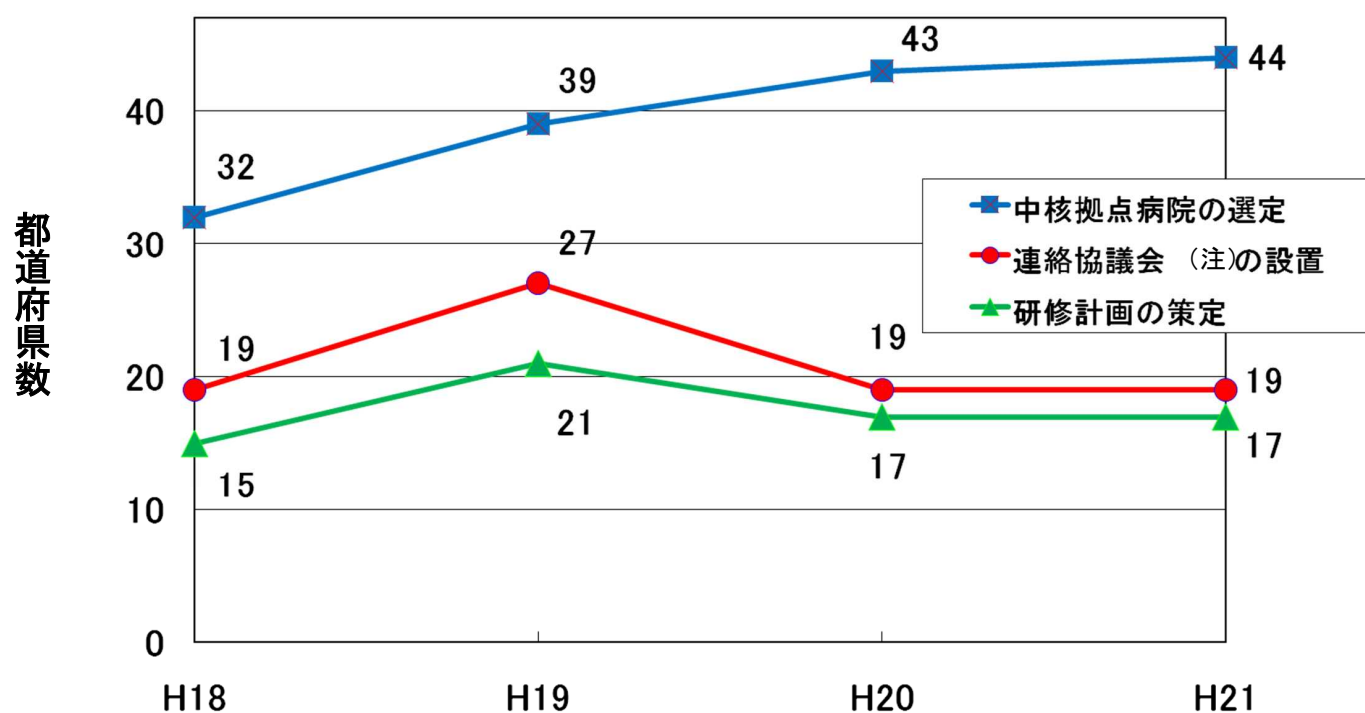


(注)「住民の受検割合」とは、その年における各都道府県のHIV検査件数（保健所設置市及び特別区のHIV検査件数を含む。）を当該各都道府県の人口（平成17年国政調査による。以下同じ。）で除して得た数値を、その年における全国のHIV検査件数を全国の人口で除して得た数値で除して得た数値をいう。

全国のHIV検査件数(万件)、新規HIV感染者数(百人)、 検査千件当たりのHIV感染者(人)の年次推移 (平成16年～平成21年)



都道府県における医療提供体制の整備状況 (平成18年度～平成21年度)



（注）「連絡協議会」とは、中核拠点病院がエイズ治療拠点病院等との連携を進めるために設置するものである。構成については、一般医療機関や歯科医療機関との連携が図られるような委員の選任に配慮することとしている。